

総社市告示第109号

総社市農林業関係資金利子補給要綱（平成17年総社市告示第79号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
農林業関係資金		利子補給期間	利子補給率	農林業関係資金		利子補給期間	利子補給率
種類	区分			種類	区分		
略				略			
2 集落営農育成促進資金	運営要綱第2の2の(1)の(カ)に掲げる集落営農組織に対する貸付であり、農業近代化資金のうち1号から5号まで及び7号(ただし、(1)及び(2)を除く。)の各資金	約定償還完了日まで	第5条第2項の利子補給承認書に定められた利子補給率	2 集落営農育成促進資金	運営要綱第2の2の(1)の(カ)に掲げる集落営農組織に対する貸付であり、農業近代化資金のうち1号から5号まで及び7号(ただし、(1)及び(2)を除く。)の各資金	約定償還完了日まで	第5条第2項の利子補給承認書に定められた利子補給率
					運営要綱第2の2の(1)の(エ)又は(ケ)に掲げる集落営農組織に対する貸付であり、農業近代化資金のうち1号から4号まで及び7号(ただし、(1)及び(2)を除く。)の各資金		
3	認定農業者育成促進資金			3 認定農業者育成促進資金	農業近代化資金のうち、1号から5号まで及び7号(ただし、(1)及び(2)を除く。)の各資金	同上	同上
3 略				4 略			

附 則
 この告示は、公布の日から施行する。